

京都御苑内広場（富小路・今出川）利用規約

この利用規約は、一般財団法人 国民公園協会京都御苑（以下、当協会とする）が管理をおこなう富小路広場、今出川広場（以下、両広場を指す場合は単に「広場」とする）の利用条件を定めるものである。

広場に関する利用上の注意やお知らせ（以下、注意事項とする）もこの利用規約に含まれるので、必ず参照すること。なお、この利用規約本文と注意事項の内容に差異がある場合は注意事項を優先して適用するものとする。

1：自己責任の原則

- 一、広場は利用者の自己責任とマナー・モラルに基づく節度ある利用を前提とする。
よって広場利用においては利用者自身の責任により利用すること。
- 二、利用者間による広場利用時に発生したトラブル・紛争が起こった場合は、当該利用者間にて解決すること。
第三者または当協会が損害を被った際は、当該利用者の責任と費用にて損害を賠償すること。

2：利用について

- 一、利用に際しては必ず事前に当協会窓口にて申し込みをおこない、所定の利用料を支払の上で利用すること。
当協会許可を得ずに広場を利用する行為（無断利用）については固く禁止する。
- 二、広場の利用は原則として軟式野球、軟式ソフトボールの利用とする（野球・ソフトボールともに硬式は不可）。
ただし、その他の種目等であっても特定の条件のもと、当協会にて許可を受けた場合のみ利用を可能とする。
- 三、その他利用に際しては当協会職員の指示に従うこと。

3：注意・禁止事項について

- 一、広場では音響（ハンドマイク・拡声器・音楽プレイヤー等）は使用禁止である。
横断幕を含めた設置物も含めて京都御苑全域で禁止である。
- 二、広場での天幕（テント、日よけ用サンシェード含む）の設置は禁止する。ただし、当協会が設置・貸与する天幕については使用が可能である。
- 三、広場内での火気類（花火、焚き火等）の持ち込みと使用を禁止する。これは京都御苑全域で禁止である。
- 四、広場内での喫煙を禁止する。これは京都御苑全域で禁止である。
- 五、広場内での食事ならびに酒類の摂取は禁止する。酒類以外の飲料はこれを認める。
個人・チーム・グループから出たゴミ等は各自で持ち帰ること（利用届提出者は責任をもって管理すること）。
- 六、当協会窓口にて申し込んだ利用時間については必ず厳守すること。時間を超えての広場利用は無断利用である。
- 七、広場及び周辺での事故・トラブルについて当協会では一切責任を負わない。利用者間での協議・対処をおこなうこと。
- 八、上記各号の他、法令、または利用規則に違反する行為、公序良俗に違反する行為、
転貸行為、広場運営を妨害する行為、他の利用者などの第三者に対して妨害・不利益を与える行為は一切禁止する。
 - ・ 京都御苑全域において禁止されている行為（凧あげ、フリスビー等の種目や楽器の演奏など）
 - ・ 安全および衛生面で他利用者に迷惑をかける可能性がある行為（動物の散歩、ドッグラン等）
 - ・ 複数の個人または団体に利用申込をおこない、大規模な練習または大会等を実施し、広場を独占する行為
 - ・ 広場を広く利用し、他利用者の利用を妨げる行為など
- 九、上記各号の他に、当協会からの注意・禁止行為

なお、注意・禁止事項に該当する行為を当協会にて確認または推測した場合において広場の利用を制限または禁止措置とすることがある。広場の利用制限または利用禁止措置については一切の異議申し立てを認めない。

4：利用料金について

	今出川広場	富小路広場
料金（1面）	1時間あたり400円	1時間あたり500円

※ ただし当該利用料金については「軟式野球または軟式ソフトボール」の利用に関する料金設定であり

2条二号に該当する軟式野球、軟式ソフトボール以外の「他目的利用」である場合は上記に該当しない。

他目的利用の場合の利用料金については当協会にて確認すること。

※ 利用料金については2025年1月現在の利用料金である。変更時には利用規約の変更をおこない（料金改定）公示する。

5：備品について

・ベース一式

・グランドレーキ1本

上記についてはフリーレンタルとする。所定の用具庫より持ち出し使用可能とする。

但し使用に際しては他利用者に配慮し、使用後は使用届記入者（代表者）の責任にて必ず所定の場所に返却をすること。

・天幕（テント1張、机1脚、椅子2脚）

天幕については事前に当協会窓口にて申し込み・使用料金を支払うこと

（必ず使用する2日前には申し込みをおこなうこと。期日内に申請がなかった場合は当協会では申し込みを受理しない）。

6：広場割当（土日祝日）、広場抽選（平日）その他利用申し込みについて

土日祝日の利用希望が多いことから、当協会では2か月前までに事前の利用申し込みを受け付けし、システムによる抽選（割当）を実施する）

抽選（割当）に関しては当協会のシステムにて実施する。希望に添いかねる場合もあるため、充分理解の上申し込むこと。これに関して異議申し立ては受け付けない。

詳細については当協会が定める使用申込要領を必ず確認し、申込期日・料金支払期日を厳守すること。

抽選（割当）後に予約がない時間帯については抽選発表後から先着順で予約を申し込むことができる。

また、平日に関しては前月に抽選をおこない事前の利用希望を受け付けする（下記のとおり）

当協会が定める休館日・祭事等諸事情により日程が変更になる場合があるため、詳細については当協会に確認して遵守すること。

抽選後に予約がない時間帯については抽選実施後から先着順で予約を申し込むことができる。

	受付方法	受付場所	
土日祝日	割当	閑院宮邸跡 窓口	締切期日：2か月前の20日まで 発表日：2か月前の25日
平日	抽選	堺町休憩所または 当協会が指定する場所	1か月前10日13:00～

6-2：申し込み時における注意点について

一、次の各号に掲げるものに該当する場合は申込の受付を行わない

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、反社会的団構成員等
- ・上号でなくなった時から5年を経過しないもの
- ・過去に京都御苑内で犯罪行為、不正行為（無断利用を含む）等により当協会より受付を拒否する旨の通告をおこなったもの
- ・その他当協会が受付を拒否する旨の通告を別途おこなうもの

二、次の各号に掲げるものに該当する場合は申込の受付を拒否する可能性がある

- ・過去に利用規約（本規約）や掲示された禁止事項に違反し、当協会から注意・警告をおこなうも改善が見受けられない場合
- ・過去に施設利用の申し込み（仮予約を含）をおこなったもののキャンセルを繰り返しおこなう等、他利用者の利用を妨げる意思を推認できると当協会が判断したもの

7：広場利用申請及び利用料精算（返金）について

一、広場利用の申請については閑院宮邸跡 協会窓口にてこれを受け付け、精算する。

精算時に当協会から領収書を発行する。

二、利用当日における悪天候については利用料金を返金する。

雨天については使用1時間前の京都御苑内の天候にて判断する。

二-2、災害等について

利用当日、以下の警報が発令した場合は天候不良により利用料金を返金する。

1号：大雨、洪水警報

2号：暴風警報

※夏季の気温上昇、冬季の気温低下による理由での利用中止については7条二項の規定には該当しない。

7条三項の規定（利用者の事情による使用中止）に類するものとする。

二-3、利用中の雨天について

施設利用中の返金について30分を基準とする。詳細は下記のとおりとする。

当該中止については必ず当協会に連絡すること。

Ex) 9時から10時の利用

9:20時点で降雨、中止する場合.....1時間返金対象

9:40時点で降雨、中止する場合.....各団体においてプレーの中止は問題ないが返金対象外

三、天候以外の利用中止（利用者の事情による利用中止）は利用日の2週間前までに当協会窓口で領収書（お客様控え）を持参し、手続きをおこなうこと

（当協会が定める運動施設窓口休館日の場合は翌営業日とする）

尚、返金手続きには当協会から発行した領収書原紙にておこなう。

四、前項の期間までに手続きを完了していない利用中止についてはキャンセル料金として精算された利用料金の100%をキャンセル料とする。

附則：当規約は2025（令和7）年1月1日時点の規約であり、当協会にて必要と判断した場合、本利用規約等の変更・追加・削除等をおこなうことがある。

※赤字については2025（令和7）年1月1日より追加し適用する。